

第5章 計画の推進

計画の推進にあたっては行政だけでなく、市民をはじめ、スポーツ関係団体や関係機関との協働により実施していくことが重要です。

1. 計画の推進

(1) 行政

主体名	主な取組内容
スポーツ課 (主管課)	<ul style="list-style-type: none">・本計画の主管課として、市のスポーツ推進に係る施策を総合的に捉え、事業の進捗状況の把握を行います。・市民及び団体等からのスポーツ全般について総合的な窓口としての役割を果たします。
他の関係各課	本計画の円滑な推進に向け、各施策に係る学校教育課をはじめとする教育関連担当課、健康づくり課、高齢者支援課、介護保険課、障がい福祉課等の健康関連担当課及び観光交流課、企業誘致連携課、地域ブランド課等のシティプロモート関連担当課等と連携し、取組を進めます。

(2) 団体

主体名	主な取組内容
松阪市スポーツ推進 委員連絡協議会	<ul style="list-style-type: none">・市民が身近なところでスポーツに親しめるよう、地域のスポーツ大会の主催・運営を通じてスポーツの普及を図ります。・だれもが、いつからでも、いつまでもでき、競うことよりも楽しむことを目的としたニュースポーツの実施や、他の関係団体との連携により地域でのスポーツ活動を推進します。
松阪市スポーツ協会	<ul style="list-style-type: none">・加盟競技団体間の連絡調整を行います。また、必要に応じて競技団体の活動支援を行います。・市長杯スポーツ大会の運営や協会会長杯スポーツ大会、指導者講習会の開催など市民スポーツの普及振興に取組みます。
松阪市スポーツ少年団	<ul style="list-style-type: none">・スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図ります。・三重県スポーツ少年団交流大会への参加や松阪市スポーツ少年団種目別交流大会の開催など少年団活動を通じて地域における子どものスポーツ機会を充実させます。
各種スポーツ団体	<ul style="list-style-type: none">・各団体の特性を活かしながら、様々な競技・スポーツレベルの市民が楽しみながらスポーツを行える場と機会を提供します。

<p>松阪市レクリエーション協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の余暇生活を充実し明るく豊かな生活を送ることを目的に、レクリエーションの普及・振興に取組みます。 ・ だれもが、いつからでも、いつまでもでき、競うことよりも楽しむことを目的としたニュースポーツの実施に取組みます。
<p>総合型地域スポーツクラブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもから高齢者まで誰もが様々な種目に体力や技術レベルに応じて、気軽に参加できるという総合型地域スポーツクラブの特徴を踏まえ、地域住民による自主的・主体的クラブ運営を基本として、地域でのスポーツ活動を推進します。
<p>学校（小学校・中学校・高校）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒の体力向上や運動機会を確保するため、児童・生徒がスポーツに親しむ機会の充実を図ります。 ・ 学校体育施設を開放を行い、地域の身近なスポーツ活動の場を提供します。
<p>大学、民間企業等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の開放や指導者の派遣、各種団体との連携によるスポーツイベントやスポーツ教室の開催など、それぞれが持つ施設、人的資源、情報などを活用し、松阪市のスポーツの活性化を図ります。
<p>関係団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ みえ松阪マラソンの開催をはじめスポーツを松阪市のシティプロモーション及び観光誘客を行い、交流人口の拡大を推進する機会として捉え、観光協会や商工会議所等それぞれの団体の強みを活かして、スポーツと連動したまちづくりに取組みます。

2. 計画の評価・見直し

本計画は、スポーツ推進の理念と基本方針、具体的な施策・取組みを示したものであり、具体的な事業・取組みについては、松阪市総合計画に基づく行政評価により評価を行います。

その評価結果も踏まえ、2026年度（令和8年度）には成果指標の評価結果を基に計画の達成状況の検証を行い「第2次松阪市スポーツ推進計画」の策定を行います。なお、策定に際しては「松阪市スポーツ推進計画策定委員会」に対し諮問し、新たな計画づくりを行います。